

「米粉の利用拡大のための推奨ロゴマーク」の付与及び使用要領

1. 目的

本要領は、米粉の用途別基準（平成 29 年 3 月 29 日農林水産省公表。以下「用途別基準」といいます。）に適合する米粉製品をはじめとした高品質な米粉製品により日本産米粉の利用拡大を図るため、日本米粉協会（東京都千代田区神田錦町 1-21。以下「協会」といいます。）による当該米粉製品に対する推奨ロゴマークの付与及びその使用に当たっての必要な事項について定めるものです。

2. 推奨ロゴマークの規格及び使用範囲等

- (1) 推奨ロゴマークのロゴ、デザイン及び規格は別紙のとおりとします。
- (2) 推奨ロゴマークは、協会から推奨ロゴマークを付与された次のア又はイの米粉製品の製造業者（以下「推奨ロゴマーク取得者」といいます。）の責任において、当該米粉製品に関し使用することができます。
ア 協会が用途別基準に適合することを確認した米粉製品
イ 協会が的確な用途・使用法情報の表示をしていると認めた米粉製品
- (3) 推奨ロゴマークは、(2)のア、イの米粉製品のほか、推奨ロゴマーク取得者のホームページ、プレスリリース、広告、対外的に発信する文書・電子メール及び推奨ロゴマーク取得者の所属する社員の名刺等に表示することができます。
- (4) 推奨ロゴマーク取得者は、推奨ロゴマークの適切な管理に努めるものとします。
- (5) 日本米粉協会の正会員（企業・団体）とします。

3. 推奨ロゴマークを取得する手続

(1) 推奨ロゴマーク付与申請

推奨ロゴマークを取得しようとする米粉製品製造業者（以下「推奨ロゴマーク付与申請者」といいます。）は、協会に対し、様式 1 号の「推奨ロゴマーク付与申請書」に次の書類等を添付してその付与を申請してください。

添付書類等

- ① 協会による用途別基準適合確認を得た米粉製品であることを表示するため推奨ロゴマークを取得する場合

◆当該米粉製品が用途別基準に適合していることを示す客観的な分析データ

(注：推奨ロゴマーク付与申請者が販売する米粉製品の研究・開発に携わった者（ただし、国、地方自治体若しくは独立行政法人の試験機関、健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第3項に規定する登録試験機関又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第9項に規定する登録検査機関は除きます。）、推奨ロゴマーク付与申請者が製造する米粉製品を販売又は販売の用に供するために製造、加工若しくは陳列する事業者又は推奨ロゴマーク付与申請者同一のグループ企業のいずれかによる分析データは客観的でないと見なします。)

◆推奨ロゴマークの表示を予定する米粉製品サンプル1つ

- ② 用途別基準には適合していないが、協会が的確な用途・使用法情報の表示をしていることを確認した米粉製品であることを表示するため推奨ロゴマークを取得する場合

◆推奨ロゴマークの表示を予定する米粉製品サンプル1つ

(2) 推奨ロゴマークの付与及び使用料の納付

ア 協会は、(1)の推奨ロゴマーク付与申請について審査し、推奨ロゴマークの付与が適当であると認めた場合、推奨ロゴマーク付与申請者に対し、その旨を文書をもって通知するとともに推奨ロゴマークの電子データ（イラストレータ形式（aiファイル）及び画像データ（jpg：JPEG））を送付します。

イ アにより推奨ロゴマーク電子データの送付を受けた推奨ロゴマーク取得者は、推奨ロゴマーク使用料として12,000円（年額）を協会に納付してください。

(3) 推奨ロゴマークの付与期間

推奨ロゴマークの付与期間は、(2)のアの通知文書の発出日から起算して2年間とします。

4. 米粉製品への推奨ロゴマーク表示上の留意

- (1) 米粉製品への推奨ロゴマークの表示位置は任意としますが、用途別基準適合米粉製品に表示する場合には、用途別基準に定める用途表記（1番：菓子・料理用、2番：パン用、3番：麺用）に隣接する箇所に表示するものとします。

- (2) 協会は、推奨ロゴマーク取得者による米粉製品への推奨ロゴマークの適切な表示の実施を確認することとしますので、推奨ロゴマーク取得者は、協会に対し当該表示する米粉製品の上市前にその包材の映像電子データを提出するとともに、3の(2)のアの通知文書の発出日から起算して1年を経過する日の前日までに、当該表示している米粉製品の包材映

像電子データに当該米粉製品が用途別基準適合米粉製品である場合には3の(1)の「添付書類等」に定めるところに準じて用意した「当該米粉製品が用途別基準に適合していることを示す客観的な分析データ」を付して協会に提出するようにしてください。

5. 推奨ロゴマーク付与の一時停止及び取消し

- (1) 協会は、協会の費用負担により、流通する推奨ロゴマークを付与した米粉製品の抜き打ち確認を行う場合があります。
- (2) 協会は、(1)の抜き打ち検査の結果、協会が推奨する品質の米粉製品の安定的な生産に問題があると認めた場合には、当該推奨ロゴマーク取得者に対して改善を指示し、当該米粉製品への推奨ロゴマークの付与を一時停止します。
- (3) 協会は、(2)により改善指示をした推奨ロゴマーク取得者から提出された当該米粉製品サンプルを審査します。
- (4) 協会は、(3)の結果、当該推奨ロゴマーク取得者が推奨ロゴマークを付与する者として適当でないと判断した場合は、推奨ロゴマーク付与を取り消します。
- (5) 協会は、推奨ロゴマークの付与を取り消された者について、当該取り消した日（取消通知文書発出日）から起算して6ヶ月以内での再度の推奨ロゴマーク付与申請は受け付けないこととします。